

# 御前崎市介護給付適正化計画

## 令和6年度～8年度

令和6年3月

御前崎市健康福祉部高齢者支援課

## 1 計画の目的

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築することを目的にしています。

## 2 計画期間

令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。

## 3 第5期（令和3年度～令和5年度）の検証

第5期御前崎市介護給付適正化計画に基づき、国の指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組んでいます。

### （1）要介護認定の適正化

適正かつ公平な要介護認定の確保のため、要介護認定申請（新規、区分変更、更新）に係る認定調査の結果について、担当職員によるチェック・点検を全件実施しました。これにより、調査員間の差異が補正され、調査結果の平準化につながりました。

厚生労働省の要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員研修会等で情報共有を行いました。今後も全国結果との格差是正を引き続き図っていきます。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票の点検件数（件）	全件点検	全件点検	全件点検
「業務分析データ」を活用した比較分析の実施	比較分析の実施	比較分析の実施	比較分析の実施

### （2）ケアプラン点検

介護給付適正化システムの帳票を活用して、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について資料を確認し多職種が参加するケアプラン会議を開催し、担当介護支援専門員及びサービス事業所を交えて検討、助言を行いました。ケアプラン会議で頻繁に見られる課題等については、集団指導にて伝達し、介護支援専門員の資質向上を図りました。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検件数	17件	16件	16件
事業者数	7事業者	8事業者	7事業者

### (3) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検について、書面により改修内容の全件点検を実施しました。更に、申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容等の案件を選定し、現地調査を行いました。これにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の是正につながりました。

福祉用具購入・貸与調査については、書面による用具の必要性等について全件点検を実施しました。更に、書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、事業者に対する問合せ、ケアマネジャーへの確認などを実施しました。これにより不適切または不要な福祉用具購入・貸与の是正、利用者等の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用の推進につながりました。また、軽度者の福祉用具貸与についても、利用者の心身状況に応じた適切な福祉用具の利用が行われているかどうか確認しました。

住宅改修及び福祉用具の審査については、被保険者の状態に合った内容となっているか理学療法士・主任介護支援専門員を交えて審査・検討をすることで、より適正な給付につながりました。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・住宅改修 書面及び現地調査による改修内容点検	・書面全件 ・現地調査3件	・書面全件 ・現地調査2件	・書面全件 ・現地調査2件
・福祉用具購入・貸与 福祉用具購入については全件書面審査、福祉用具貸与については貸与計画書の点検	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件
軽度者福祉用具貸与届の点検	・書面全件 ・専門職等による全件点検	・書面全件 ・専門職等による全件点検	・書面全件 ・専門職等による全件点検

#### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への業務委託により縦覧点検については4帳票の点検を実施し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行いました。

また、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を是正しました。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・縦覧点検 国保連に委託して4帳票の点検を実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施
・医療情報との突合 国保連に委託して毎月の点検を実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

#### (5) 介護給付費通知

サービス利用のある全ての被保険者に対し、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、不正な請求の防止の啓発を図るため、年2回通知しました。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全受給者を対象とした通知を実施	年2回	年2回	年2回

#### (6) 給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票や給付実績データを用いて点検を実施し、不明点等については事業者等へ確認を行いました。また、国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して点検を実施できる職員の育成に努めました。

項目	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム帳票（ア）～（エ）の4帳票について毎月点検を実施	4帳票の点検を実施	4帳票の点検を実施	4帳票の点検を実施

※（ア）介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表、（イ）支給限度額一定割合超一覧表、（ウ）認定調査状況と利用サービス不一致一覧表、（エ）通所サービス請求状況一覧表

## 4 現状と課題

### (1) 要介護認定と適正化

#### ①認定調査の結果についての保険者による点検等

認定調査結果の全件点検を行っています。点検結果に基づき適宜補正を行うことで、適正な調査結果を介護認定審査会に提出していますが、認定申請等の増加により、点検業務の増加や、医師意見書の遅延も見受けられ、結果通知の遅れにつながっています。

#### ②要介護認定の適正化に向けた取組

厚生労働省の要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員研修会等で情報共有を行いました。調査員の資質向上への取り組みを継続して行っていきます。研修に力を入れていきます。

### (2) ケアプランの点検

「介護給付適正化システム」の帳票を給付実績、認定調査状況と突合して対象者を選定し、主任介護支援専門員、理学療法士を含めたメンバーでケアプランを点検し、担当介護支援専門員の事業所にて面談を行っています。また、担当介護支援専門員に対してケースに対する振り返りや気付きにつながるようなアセスメント等を実施していくとともに、利用者の自立支援に向けたケアプランになるよう検討し、介護支援専門員に対する助言、支援を行います。点検を受けたケアプランの改善が図られる事案もありますが、現場にいない立場の人間からの助言が受け入れにくいことや、点検を実施する側の保険者職員の専門性が十分でないことから、専門職に対する改善に向けた適切な助言が難しいことが課題となっています。

### (3) 住宅改修の点検

#### ①住宅改修の点検

書面による全件点検を実施しています。主任介護支援専門員と理学療法士を交えた専門的知見による点検を実施し、適正な審査を実施していきます。申請内容に疑義がある案件は理学療法士が同行し現地調査を行っています。住宅改修で利用する部品や工事方法などが適切であるかどうかの確認が難しいという課題があります。

#### ②福祉用具購入・貸与の点検

購入については書面による全件点検を実施し、疑義のある案件については、適宜事業者への問い合わせ等を実施しています。

しかし、事前申請による購入ではないため、利用者に最適な福祉用具購入であるかの判定は難しく、また、点検を実施する保険者職員の専門性が十分ではないため、点検の結果を基に、より適切なサービス利用等を提案することが困難であり課題となっています。

貸与については審査を経て利用承認をするものではないため、点検をどの時点で言い適正化を図るかが課題となっています。

#### **(4) 医療情報との突合・縦覧点検**

##### **①医療情報との突合**

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにもつながっています。

##### **②縦覧点検**

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにもつながっています。

#### **(5) 介護給付費通知**

年2回の通知発送を全受給者に対して実施しています。説明文書を同封し、理解の促進に努めていますが、通知の内容が十分理解されず、支払の請求と誤解して連絡をいただくこともあるとともに、介護給付通知の効果を客観的に判断する方法がない点も課題となっています。

#### **(6) 給付実績の活用**

国保連の「介護給付適正化システム」の帳票を活用して、介護支援専門員やサービス事業者への問い合わせを実施しています。事業所への指導として一定の効果が認められることから今後も継続して取り組み給付適正化に努めていきます。

#### **(7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間**

要介護認定申請件数の増加等により、要介護認定申請から結果通知までの期間の長期化が課題となっています。結果通知の遅れは、被保険者の介護サービスの利用を妨げることにつながりますので、処理期間の短縮に努めていきます。

なお、認定有効期間の延長や認定審査会の簡素化に伴い被保険者や家族の負担軽減につながっています。

## 5 今期の取組方針と目標

### (1) 取組方針

主要3事業等として国が定める「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検（ケアプラン点検、住宅改修等の点検）」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「給付実績の活用」について、それぞれ実施目標を定めた上で、着実に取り組みを進めます。

また、要介護認定申請から結果通知までの期間の長期化が引き続き課題となっていることから、当該期間の短縮についても目標を定めて改善を図ります。

### (2) 各事業の取組内容及び目標

#### ①要介護認定の適正化

要介護認定申請（新規・区分変更・更新）に係る認定調査の結果について、保険者による点検の実施を通じた要介護認定の適正化を図ります。

また、厚生労働省要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員に伝達します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険者による調査結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検

#### ②ケアプランの点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか着目し、複数の専門職を交えてケアプランの点検を実施します。このことにより、利用者に対する質の高いサービス提供を通じた介護給付の適正化を図ります。

適正化システムを活用してケアプランの確認が必要な利用者を選定し、担当介護支援専門員に対してケアプランの提出を求めます。主任介護支援専門員、理学療法士を交えてケアプラン点検を実施し、担当介護支援専門員にその結果を面談で伝えます。担当介護支援専門員に対して、ケースの振り返りや気づきにつながるアセスメント等を実施していくとともに、利用者の自立支援に向けたケアプランにつながるよう助言、支援を行っていきます。

ケアプラン会議で頻繁にみられる課題等については、集団指導にて伝達し、介護支援専門員の資質向上を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検	16件	16件	16件

### ③住宅改修等の点検

住宅改修について、保険者が申請者宅の実態確認や、工事見積書の点検、竣工前後の訪問調査等を行うことにより、住宅改修が適正に行われているかどうか確認を行います。

福祉用具購入・貸与について、福祉用具利用者の状態像等から見て、利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与により、利用者の自立支援が阻害されていないか等、福祉用具の必要性や利用状況等を確認することで介護給付の適正化を図ります。また、軽度者の福祉用具貸与についても、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用が行われているかどうか確認していきます。

点検にあたっては、理学療法士・主任介護支援専門員等の支援を受けて実施します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
・住宅改修 書面及び現地調査による改修内容点検	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件
・福祉用具購入・貸与 福祉用具購入については全件書面審査、福祉用具貸与については貸与計画書の点検	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与計画の確認8件
軽度者福祉用具貸与届の点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検

### ④医療情報との突合・縦覧点検

適正化システムを活用し、提供されたサービスの整合性や日数などの点検を実施し、介護報酬の請求内容の誤りや医療保険と介護保険の給付情報を突合し、重複請求などの是正を行います。

本事業は国保連に委託しています。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報突合	(ア)～(エ)の4帳票の点検を毎月実施(国保連へ委託)		
縦覧点検	帳票の点検等を毎月実施(国保連へ委託)		

※(ア)算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、(イ)重複請求縦覧チェック一覧表、  
(ウ)居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧、(エ)単独請求明細書における準  
受付チェック一覧表

### ⑤給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。また、国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム帳票（ア）～（エ）の4帳票について点検を実施	月1回	月1回	月1回

※（ア）介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表、（イ）支給限度額一定割合超一覧表、（ウ）認定調査状況と利用サービス不一致一覧表、（エ）通所サービス請求状況一覧表

### ⑥要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

要介護認定申請件数の増加等により、慢性的に不足している認定調査員を増員し、申請から調査実施まで日数の短縮を図ります。また、認定調査員に対する内部研修等を毎月開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	40.0日	39.0日	38.0日